

アメリカの年金制度と改革の視点

関 心 佐 子
(横浜国立大学大学院助教授)

はじめに

わが国でも、〇四年七月の参議院選挙で、はじめて年金制度が選挙の主要な争点となり、年金制度の改革が国民的な話題となった(注1)。この年の六月には、五年ごとに実施される年金改正が行われたものの、その後も議論は尽きない。アメリカでは、年金の支給開始年齢を六五歳から六七歳に引き上げるなど、抜本的な構造改革が一九八三年に断行され、わが国ほど現在の課題は深刻でないと言われている。とはいえ、ベビーブーマー世代の退職による年金受給者増などから、二〇四一年には積立金が枯渇すると推測されており、制度改革が模索されている。

アメリカでの改革論議の当初は、公的年金の民営化論や積立金の株式市場への投資なども提唱された。しかし、高齢者、とりわけ低所得高齢者の所得保障としての公的年金制度への支持は厚く、これらの改革案は撤回された。本稿では、こうしたアメリカの年金制度の構造と改革論議を検証することにより、わが国の制度改革においても参照しうる改革の視点を炙り出したい(注2)。

1 高齢者を支える年金制度

(1) 公的年金制度

アメリカの公的年金制度の基幹をなすのは(注3)「ソール・セキユリテイ」と通称される(注4)連邦政府直轄の

老齢・遺族・障害保険(OASDI)である(注5)。この他に、退役軍人、公務員の一部、鉄道職員など特定の職業に就く者のみを対象とする個別の年金制度がある。

OASDIは、アメリカの高齢者、とりわけ低所得者の老後を支える中心的な存在である。アメリカに住む被用者および自営業者の約九六%（億五九〇〇万人）が、報酬比例年金であるOASDIに加入している(〇五年)。さらに、四八〇〇万人老齢年金・三三〇〇万人、遺族年金・七〇〇万人、障害年金・八〇〇万人が、OASDIから総額四九三〇億ドルにのぼる年金を受給しており、これはGDPの四・三%にあたる(〇四年)。

(2) 私的年金制度の概要

アメリカでは私的年金も発達しているもの(注6)、何らかの私的年金を受給している者は、退職者の三分の一強でしかない。さらに被用者の五三%は、私的年金に加入していない(〇五年)。とはいえ私的年金は、中・高所得世帯にとって、不十分な公的年金を補う重要な収入源となっている。

私的年金は、就労を前提とした職域年金と、職業とは無

関係に個人が金融機関などから購入する個人年金とに分けられる。職域年金には、自営業者を対象としたキオプラン、個人適用の個人退職勤定(IRAP/Individual Retirement Account)、そして一般被用者を対象とした企業年金がある。

私的年金の中心をなす企業年金は、貯蓄を奨励する観点から、内国歳入法典に基づき税制上の優遇措置を受けられる。一八七五年に初めて創設され、確定給付型と確定拠出型の多様な形態の年金プランが存在する。以前は確定給付型が中心であったが、現在では、企業年金加入者の三分の二が確定拠出制度に加入している。例えば確定拠出型のなかでよく知られている四〇一(k)プランは、内国歳入法典四〇一条に基づき税制適格の課税繰延べ制度である。

企業年金は、被用者退職所得保障法(ERISA/エリサ法)が規制している。加入者および受給者を保護する観点から、企業年金の設立、運営および終了に関する基準として、受給権付与、最低積立基準、受託者責任などを規定している。例えば確定給付型企業年金が支払不能になった際は、年金給付保証公庫が一定限度の給付を保証する。

IRAは、企業年金の適用を受けられない個人に、課税繰延べによる貯蓄の機会を提供する積立勤定である。エリ

サ法によって導入され、その後、企業年金加入者にも適用の道が開かれた。

(3) 高齢者の生活と年金収入

今日、九一%の六五歳以上の高齢者がOASDIを受給している(〇五年)。全高齢者の収入の三九%がOASDIであり、企業年金をあわせた私的年金は一九%、資産収入は一四%、稼働収入は二五%でしかない(〇三年)。さらに、先進各国と比較してアメリカ人の貯蓄率は低い。三二%の被用者は、老後に備えた貯蓄を何も行っていない(〇五年)。

またOASDIは、六五%の高齢受給者の主たる収入、三四%の高齢者の収入の九割、二二%の高齢者の唯一の収入となっている(〇三年)。六五歳以上の未婚女性のなかでは、二五%を超える者の唯一の収入源となっており、女性の公的年金への依存率はより高い。加えてOASDIは、下位二〇%の低所得高齢者の収入の八二%を占める。他方、上位二〇%の高所得高齢者にとっては、所得の一九%でしかない(〇二年)。公的年金制度は低所得層の重要な収入源であり、低所得者の年金には課税しない点からも、垂直的な所得の再分配機能を持ち合わせている。

高齢者に対する公的所得保障制度には、OASDIに加えて、低所得で資産のない者に対する扶助制度である補足的所得保障(SSI)などがある。

このように、公的年金制度は、アメリカの高齢者にとっても、なくてはならない存在となっている。本稿は、誌面の都合上、年金制度のなかでも中核を担うOASDI、それも老齢年金に焦点をあてる。

2 公的年金制度の構造

(1) OASDIの基本的枠組み

OASDIは、適用対象者となる被用者や自営業者が、保険料に相当する社会保障税を一定期間以上納めることによって受給資格が発生する社会保険といえよう(注7)。連邦政府の一般歳入には依拠せず、財政的独立性を維持している。また資産調査を伴わず、貧困者対象の公的扶助とは一線を画した、自助・自立を基調とする制度となっている。

OASDIは所得の基盤を提供することを目指しており、退職後の総所得や以前の稼働所得すべてを補うよう制度設計されたものではない。①退職や障害事由の発生した労働

者、②その労働者の被扶養者、③死亡した労働者の遺族に支給される。給付の内容は老齢年金、障害年金、遺族年金および家族給付であり、給付額は支払った保険料、すなわち所得に比例する。

①適用対象者・支給資格

一九三五年に制定された当初の制度は、商工業の被用者を対象とする老齢年金であった。その後、幾度となく制度が改正され、三九年に遺族年金、五六年に障害年金が導入され、適用対象者も拡大した。今日では、民間企業の使用者と被用者のみならず、年収四〇〇以上の自営業者、農業労働者、軍人を含む公務員なども強制加入の対象である。

適用除外となるのは、一九八三年以前に雇用された連邦公務員などの他、稼働要件を満たさない自営業者などである(無職の人は適用除外)。

支給資格は、適用四半期(＝三ヶ月/QC=Quarter of Coverage)を基準に認定する。支給資格を取得するには、社会保障税の支払いに加えて、一定の適用四半期間、すなわち最低適格期間以上を就労しなければならない。また一QCについて、最低九二〇の稼働収入が必要となる(〇五年/平均賃金をベースに毎年自動的に改定)。

アメリカの社会保障制度が高齢者を優遇していることを示すものといえよう。

③財源・財政方式

OASDIの財源は、社会保障税(八四%)と、これを信託基金に預託した積立金の運用収益(一四%)、および年金課税(二%)からなる(〇四年)。

定率の社会保障税は、連邦保険拠出金法と自営業者拠出金法に基づき、課税限度額(〇五年は九万)。平均賃金の上昇にあわせて毎年自動的に改定までの給与や所得に対して課される。OASDIが稼働所得の填補を目的としてきたことから、給与および自営業者の収入のみが課税対象となる。社会保障税率は合計で一五・三%である(九〇年以來改定なし。医療保険料を除くと二・四%)。一括して徴収し、いったん国庫に納入した後、老齢・遺族保険信託基金に一・六%、障害保険信託基金に一・八%、メディケア信託基金に二・九%と、自動的に振分け預託される。被用者の税率は、労使が折半して負担する。預託された資金は、給付および運営費を除き、年金信託受託者委員会が管理し、連邦政府保障利付債権などに投資される。

八三年改正により、一定の控除額(原則、単身者は二万五

②給付額の算定方法

OASDIの給付額の算定基礎は、個人個人の所得歴である。適用事業で働く被用者および自営業者の生涯にわたる所得歴は、社会保障番号(Social Security Number)のもとで管理されている。

七八年以前に支給資格を取得した者については、現実の所得額が支給額算定の基礎となる。七九年以降は、所得水準の上昇を反映させるため、平均所得水準にスライドする形で月額賃金の平均を計算している。指標化された平均所得月額(AIME=Average Indexed Monthly Earnings)に、低所得者に有利な給付算定式を適用して、各人の基礎給付額(PIA=Primary Insurance Amount)が導き出されている。家族給付、遺族年金および障害年金の額も、被保険者本人の基礎給付額が基準となる。

平均年金(月額)は、単身者に対する老齢年金が九五九ドル、夫婦世帯に対する老齢年金が一五七八ドル、単身障害者に対する障害年金が八九七ドル、配偶者と子供のいる障害者に対する障害年金が一四九七ドル、高齢配偶者及び高齢の両親に対する遺族年金が九二五ドルである(〇五年)。障害年金に障害加算はなく、その平均額が老齢年金よりも少ない点は、

〇〇〇ドル、夫婦世帯は三万二〇〇〇ドル)を超える総所得がある場合、所得額に応じて年金給付の五〇%または八五%に連邦所得税が課されることとなった(以前は、全年金収入が課税対象外)。この年金課税は、すべて年金制度に還元される。年金課税の導入により、高齢者世代内での所得の再分配機能が強化されたといえよう。世代間のみならず、世代内で所得保障を支え合うことの意義を提起するものとして、この仕組みに注目したい。

財政方式としては、一九三五年法で積立方式を採用し、社会保障税率の引き上げを企図したが、三九年の改正で修正積立方式に改められた。本改正では、莫大な積立金の経済に対する影響を危惧して、積立金が一定の基準以下となるまで、社会保障税の引き上げを行わないこととした。そこで積立金の管理を連邦の一般財源から分離するために、老齢・遺族保険信託基金が設けられた。七〇年代になると、基金の積立額は減少の一途を辿り、ほぼ完全な賦課方式に移行し、今度は積立金の枯渇が課題となった。その結果、遂行された八三年改正以降、給付額よりも収入を増やすという政策転換のもと、積立額は再び増加している。

今日、基金の収入は支出を上回っており、〇四年の黒字

は約一兆六八六八億^{ドル}である(〇五年の予測は一・八五兆)。
 とはいえ、積立増は将来の退職者増に備えたものであり、
 二〇一七年頃から支出が収入を上回り、四一年には積立金
 を使い果たすと推計されている(〇五年)。

④ 運営

OASDIを執行する主たる権限をもつのは社会保障庁
 である。OASDIの管理・運営を行うため、社会保障庁
 は一〇州に地域事務局をおき、その下に地域ごとの社会保
 障事務所を設置し、被保険者の登録といった対個人サービ
 スなどを行っている。他方、社会保障税の徴収は財務省の
 内国歳入庁、障害認定は州の障害認定機関が行う。

(2) 老齢年金

① 受給資格

老齢年金は、六二歳以上の適格被保険者とその配偶者に
 支給される。完全年金を受給しうる支給開始年齢(完全退
 職年齢)は従来六五歳であったが、二〇〇〇年以降は徐々
 に引き上げられ、二三年には六七歳になることが予定され
 ている。六二歳に達した時点で繰り上げ受給が可能となる
 が、この場合、生涯にわたって年金額が減少する。

減額された。しかし二〇〇〇年に、完全退職年齢に達した
 者に対する所得テストは撤廃され、高齢者はいくら働いて
 も年金を減額されないこととなった。すなわち、稼働収入
 の填補を目的に創設された年金制度において、稼働収入が
 あるか否かにかかわらず、一定の年齢に達したことで、年
 金が支給されることになったのである。制度理念の転換が、
 ここに明確にみられるといえよう。所得の填補よりも、高
 齢であることを支援するという目的が、前面に打ち出され
 たわけである。

繰り上げ受給が可能な六二歳から六四歳の者には、依然
 として所得テストが適用される。稼得限度額〇五年は一万
 二〇〇^{ドル}。平均賃金の伸び率に合わせて引き上げられるを
 超過した額二^{ドル}につき、一^{ドル}年金が減額される。また、完
 全退職年齢に達する暦年の場合、三万二八〇^{ドル}を超える
 稼働収入があると、超過額三^{ドル}につき一^{ドル}減額となる。完
 全退職年齢に達する前の者は、収入を就労によって得るこ
 とが期待されており、年金は所得を填補するものとして位
 置づけられているわけである。

④ 家族給付

現在または過去において一定の家族関係にある(あった)

二一歳から六二歳までの間に通算して四〇適用四半期の
 適格期(一〇年間)を有すると、完全受給資格者(Fully insured
 beneficiary)となり、老齢年金の受給資格を得る。

② 給付額

完全受給資格者の年金額は、基礎給付額(PIA)の一〇
 〇%である。被保険者本人が受給を繰り上げた場合の減額
 率は、支給開始を一カ月繰り上げることに九分の五(一
 %の九分の五)である。例えば、六二歳で受給を開始した場
 合、年金額はPIAの八〇%となる。支給開始年齢の引き
 上げに伴い、繰り上げ支給による減額値も増える。六七歳
 満額支給の際に六二歳から年金を受け取る場合は、PIA
 の七〇%となる。

他方、年金を繰り下げて受給する場合(七〇歳まで)、例
 えば一九四〇年に生まれた者については、据え置き期間一
 年につきPIAの七%が上積みされる。増額率は、繰り下
 げ受給を誘引すべく、〇八年までに年率八%へと漸次引き
 上げられる予定である。

③ 年金受給への稼働収入の影響

従来、OASDI受給中に一定限度額を超える稼働収入
 があると、所得テスト(earnings test)によって、給付額が

者に対して、家族給付が支払われる。六五歳の配偶者に対
 する老齢年金の加給額は、PIAの五〇%である。最低一
 年の婚姻期間がある配偶者、および離婚した前配偶者も、
 最低一〇年の婚姻期間があった場合は基本的に受けられる。
 配偶者加給は、繰り上げ受給をしたとしても、一六歳未満
 の被扶養児童、あるいは障害児をもつ場合は減額されない。

退職労働者に一八歳未満の未婚の子供、あるいは障害児
 がいる場合、PIAの五〇%の児童加給が支払われる。

(3) 遺族年金

① 受給資格

遺族年金は、六〇歳以上の寡婦、または寡夫に支払われ
 る。最低一〇年の婚姻期間を経て離婚した者も含む。わが
 国の公的年金と異なり、男女に差違を設けていないのみな
 らず、多様な家族関係の生活を保障する制度となっている。

被保険者が完全受給資格者になる前に死亡した場合、死
 亡直前の二三適用四半期のうち六適格期間(二年六カ月)を
 充足していれば支給される。遺族配偶者が障害者であれば
 五〇歳から受給できる。一六歳未満の被扶養児童または障
 害児を持つ寡婦・夫への給付には年齢制限がない。

一八歳未満の未婚の子も、障害者の場合、年齢に関係なく遺族年金を受給できる。被扶養者である両親も、六二歳から給付を受けられる。

④ 給付額

給付額は、寡婦・夫が完全年金を受給しうる年齢である場合、故人の P I A の一〇〇%となる繰り上げ支給は減額、繰り下げ支給は増額。遺児に対する給付は、P I A の七五%である。

また同一生計にあつた配偶者不在の場合は扶養されていた子には、二五五ドルの死亡一時金も支給される。

(4) 障害年金

① 受給資格

障害年金は、①完全受給資格者、あるいはそれに準じる二一歳以上の者であり、②障害発生の直前四〇適用四半期のうち二〇適用四半期の適格期があり(二一歳未満で障害を負った者は別規定、視覚障害者は本要件の充足は不要)、かつ

③二二カ月以上継続して月額八三〇ドル(視覚障害者は二三八〇ドル)以上の実質的な有償活動に従事できない者に支給される(五年)。障害者が退職年齢に達すると、障害年金の

支給は終了し、老齢年金に切り替えられる。

障害があつても有償労働に復帰できれば、障害年金は停止する。その場合、慎重な手続が用意されている。的確な就労判定と、円滑な労働生活への復帰のために、九カ月の試験期間を経た後に、はじめて稼働労働能力が回復したと判断される。この期間中の障害給付は継続し、就労可能と判断された後、さらに三カ月支給された後に打ち切られる。

② 給付額

老齢年金と異なり、被保険者本人は、いずれの年齢においても P I A の一〇〇%にあたる障害年金を受給する。受給資格を充たした場合、障害のある配偶者、離別配偶者、子供、孫なども給付の対象となる。障害のある配偶者や離別配偶者は、五〇歳から年金を受給できる。給付額は年齢にかかわらず P I A の七一・五%である。

3 公的年金制度の改革

(1) 改革の動向

アメリカにおいても、所得の再分配を行う公的年金制度をめぐって、負担と給付の公平性が問われ続けている。O A S D I は、制度創設以来、幾度となく重要な改革を経験

してきた。最近の主要な改正は一九八三年に行われた。

そして近年、〇八年に始まるベビーブーマー世代の退職による年金受給者増や、四一年には O A S D I 信託基金の積立金が枯渇するとの推測が、人口構造の変化に対応した持続可能な公的年金制度改正への関心を喚起している(注 8)。信託基金の赤字は、今後七五年間の平均で、保険料率にして一・九二%に相当すると予測されている(〇五年)。

また、財政的な課題の他に、寿命の短いアフリカ系アメリカ人の不利益、低所得者の最低所得保障として機能していない給付額、女性の年金権などが課題となっている。

社会保障法は、O A S D I 信託基金にかかわる法規の改定などを目的として、社会保障諮問委員会の四年に一度の召集を規定している。九四年にクリントン大統領が任命した委員会は九七年に三つの改革案、ブッシュ大統領が〇一年に任命した委員会は三案をそれぞれ提示した。これらを機に、各大統領、上院・下院議員、政府関係者、および研究者が各種の改革案や法案を提起し議論を繰り広げている。こうしたなかで、O A S D I の重要性が再確認されつつある。

(2) 改革案の拮抗

九〇年代以降、公的年金制度の(部分)民営化論も含めて、数多くの改革案や法案が提起されたなかで、ブッシュ大統領も改革に力を入れている。しかしブッシュ大統領の支持する年金改革案が議会を通過するかは微妙であり、どのような改革が次に行われるのか、現段階では見通しがつかない。そこで、ここでは、これまでに検証された多数の選択肢を列挙する形で、年金改革の争点を整理したい。

提案された改革は、①年金給付額の削減、または将来の引き上げの抑制、②社会保障税率の引き上げ、年金課税の強化、または一般職人の投入、③支給開始年齢の引き上げ、寿命にスライドさせた修正、または引き上げ時期の前倒し、④確定拠出型の個人退職勤定(P R A = Personal Retirement Account)、個人貯蓄勤定(P S A = Personal Savings Account)などの創設、⑤ O A S D I 信託基金の積立金、または個人勤定の株式への投資、⑥過去の賃金の物価上昇率による再評価といった、賃金再評価率や年金算定式の改訂、⑦適用除外者(一部の連邦地方公務員など)の制度への組み込みなどである。

社会保障税率を一・九二%引き上げるか、それに見合う

た給付削減をただちに行えば、OASDIの財政問題はと
りあえず解消する。わが国と同程度の保険料率への引き上
げ二・四%から一四・三%となるにすぎないが、ブッシ
ュ大統領をはじめとして、この案には抵抗が大きい。

一般歳入の投入は、一般歳入により購入される国債の社
会保障庁への譲渡という形で、クリントン大統領が提案し
た。この案は、はじめて公的年金の財政的独立性を崩すと
いう根元的な改革案であった。しかし、ブッシュ委員会と
も呼ばれる〇一年諮問委員会も、期間を限定した一般歳入
の投入を提案している。

支給開始年齢は、八三年改革で六五歳から六七歳へと引
き上げられた際、アメリカにおいても抵抗があった。年金
の支給開始年齢は、他の社会保障制度や退職の時期に、実
質的な影響を及ぼすからである。にもかかわらず、再度、
③の支給開始年齢の引き上げが改革案に盛り込まれたのは、
年金財政を改善するその効果からであろうか。平均寿命の
伸びとともに、健康で就労可能な年齢も上昇していること
に鑑みると、支給開始年齢を寿命にスライドさせて修正す
るという提案も興味深い。

PRAやPSAなど、名称や仕組みが若干異なる個人勘

定が、いくつか提案されてきた。財源の出所や個人勘定の
規模、加入者自身が運用先を選べるかなどで提案内容が分
かれている。PRAは、ブッシュ大統領の提案の中心に据
えられ、注目を浴びたものである。いずれの提案も、各勘
定を現行制度への追加給付、または部分的な代替養として
おり、確定給付型の現行年金制度に置き換えるものとは捉
えていない。こうした確定拠出型の制度案に対しては、報
酬比例ではなく従来の生活水準と適合していないことや、
同一賃金の者が異なる年金額を受給することの是非、また
は低所得者には資さないのではない、公的年金の基本で
ある死亡までの給付を確保しうるかといった、公的年金制
度を設計する際に問われる原理的な疑問が提起されている。

また、積立金などの株式市場への投資には、ブッシュ大
統領も否定的であり、この案は昨今では議論されていない。

〇一年諮問委員会案では、平均賃金に代えて、より緩や
かに上昇する消費者物価の上昇率にあわせて、給付を調整
している。これは中高所得者への給付抑制により給付額を
抑える改訂であり、低所得者の保護に力点がおかれている。
従来、年金制度は、現役時代の所得水準と連動しており、
高齢者一般の所得保障制度として位置づけられてきた。そ

こで、低所得者の保護を重視する制度への転換については、
所得の再分配機能が評価されつつも、根元的な疑問も提起
されている。

一般的に共和党は提出の引き上げ抑制を重視するのに対
して、民主党は給付水準の維持を主張し、年金改革をめぐる
議論は収拾していない。しかし改革の方向性を定め、将
来に向けて必要な改革を段階的に行うべきことは、共和党
も民主党も合意している。そして、公的な保障を限定する
傾向が強いアメリカにおいても、高齢者の所得保障として
公的年金制度を尊重する傾向に、民意はあるようだ。

〔注〕

(1) 欧米先進各国では、長らく、社会保障が選挙の結果を左右
する主要な争点となってきた。負担と給付のバランスを合意
し、どのような社会保障制度をその国が取り入れるかは、国
民の選択次第である。参議院選挙では、本質論とはかけ離れた、
政治家の年金未納未加入問題などが注目されてしまっ
た。とはいえ〇四年の選挙は、わが国でも社会保障制度がよ
うやく選挙の主要な争点となったという意味で、より成熟し
た論議に向けての、意義のある第一歩であったと評価しえよ
う。

(2) 本稿は、全般的にLAWRENCE A. FROLIK & ALISON
MCCHRYSTAL BARNES, ELDER LAW: CASES AND MA-
TERIALS153(3rd ed.2003)を参照している。さらに公的年金
制度に関する最新情報は、社会保障庁(SSA/Social Security
Administration)のHP<http://www.ssa.gov.>なかでも
“Fast Facts & Figures About Social Security,2005,”and“Fact
Sheet on the Old-Age, Survivors, and Disability Insurance
Program”に基づく。誌面の都合上、制度のより詳しい説明
や参考文献については、拙稿「諸外国の年金制度の構造 ア
メリカ」法律時報七六巻一号(〇四年)三六―四二頁を参照
されたい。本誌は、諸外国の年金制度の構造や、わが国の年
金制度改革の視点を検証した特集号である。

(3) アメリカの公的年金制度については、制度の全容と理念を、
その歴史的変遷を辿りながら紐解く、菊池馨美「年金保険の
基本構造―アメリカ社会保障制度の展開と自由の理念―」(北
海道大学図書刊行会、一九九八年)が必読の書である。この
他、これまでに蓄積された先行業績は、拙稿「前掲論文(注2)
註2参照。

(4) “Social Security”という用語の多くは「社会保障」ではなく、
「OASDI」や「公的年金」と訳している。アメリカで“Social
Security”というと、一般的に公的年金を指すからである。菊

- 池・前掲書(注3)二一三、二四一、二四五、一〇一頁参照。
- (5) 社会保障法第三編、老齢・遺族・障害保険(OASDI/Old-Age, Survivors, and Disability Insurance): 42U.S.C. §§ 401-434 (2005). 関連する規則は、20C.F.R. § 404et seq.に規定。
- (6) 私的年金については、LAWRENCE A. FROLIK & KATHRYN L. MOORE, LAW OF EMPLOYEE PENSION AND WELFARE BENEFITS(2004)他、拙稿・提論文(注2)註5参照。その他、企業年金改革の最新動向については、三石博之「アメリカ企業年金の最新動向―最低積立基準の抜け道―」海外社会保障研究一五二号(〇五年)六三頁、渡部記安「21世紀の公私年金政策―米国とスエーデンの最新動向」(ひつじ書房、〇四年)、磯谷玲「アメリカ年金制度の改革」証券経済研究四二二号(〇三年)二〇五頁、中川かおり「海外法律情報 アメリカ―年金改革の現状」ジュリスト一二三七号(〇三年)一九五頁参照。
- (7) 社会保障税(Social Security Tax)は社会保障目的税であるが、老齢・遺族保険信託基金などに定率の税収を自動的に振分け預託する点で、保険料と変わらないといえる。とりわけ、社会保障税を納めない者には年金が支給されない点からも、OASDIは税方式というより社会保障方式に分類しうる。FROLIK & BARNES, supra note1, at 154, 157, 160.

- (8) 年金改革の最新情報は、SOCIAL SECURITY ADMINISTRATION, THE FUTURE OF SOCIAL SECURITY, SSA PUBLICATION No.05-10055, ICN462560(March2005)〈<http://www.ssa.gov/pubs/10055.html>〉; 高齢者向けのニュース〈<http://www.seniorjournal.com/SocSecReform.html>〉; 拙稿・前掲論文(注2)註11などの他、下記の文献を参照されたい。とりわけ、清家篤「府川哲夫編『先進五か国の年金改革と日本』(丸善ブライネット、〇五年)の、府川哲夫「九章 アメリカの年金改革」および Robert Clark「一〇章 アメリカのアプローチと選択肢」は、各改革案などを具体的に紹介・検討している。また、菊池馨実「アメリカの年金改革―年金と経済―」四巻三二号(〇五年)三九頁は、年金の制度理念や社会構造という広い視点から、最近の改革を検討している(本誌は、諸外国の年金改革の動向を分析した特集号である)。菊池馨実「アメリカにおける社会保障の一断面 ④年金改革と社会構造の一断面」(月刊福祉八八巻二二号(〇五年)九二頁)は、アメリカの社会像の説明から、年金改革の背景を浮き彫りにしている。その他、三石博之「ブッシュ大統領の社会保障年金改革」企業年金二〇〇五年三月号(〇五年)三二頁、渡部・前掲書(注6)、岡伸一「アメリカにおける年金制度改革」世界の労働五三巻七号(〇三年)一四頁参照。